

星野英一先生講演会

「日本における法律とキリスト教、 社会と個人——奇妙な組合せ？」

- I はじめに
- II 日本における法律とキリスト教
- III 「社会」と「個人」という言葉は、いつから日本で使われたか
- IV 西欧における「社会」と「個人」
- V 日本における「社会」と「個人」
- VI 西欧における法律とキリスト教
- VII 法律とキリスト教の関係・社会と個人の関係の交錯——西欧と日本
- VIII 結語——本講演の主題が現在の緊急な問題にとって持つ意味

I はじめに

ただいまご紹介いただきました星野です。

北海道には何度か来ているのですが、ここにうかがったのは初めてで、たいへん嬉しく思っております。今回の講演会について柗神父さまからお話がありましてから、さて一体どういう話をしようかと考えていたのですが、結局新しく勉強をすることはたいへんでもあり、ちょうど明日75才になるということもありましたので、今までずっと考えていたことをまとめてみようかと思いました。その結果、この表題のようなことになったものです。

自分で言ってしまうのも変なものですが、「法律」と「キリスト教」とは、やはり「奇妙な組合せ」だとお考えになると思います。しかし、その奇妙な組み合わせを奇妙でなくしてみよう、やはり関係があるということ、少しお話ししてみたいと思います。そしてそれによって、現在、日本にあるいろいろな問題について、何か示唆することができないだろうか、ということを考えてみたわけです。

全体の構想としては、まず序論的に、日本における「法律」と「キリ

スト教」について一言します。それから「社会」と「個人」の関係を、双方について眺めてみます。まず日本におけるそれらの言葉の問題、そして両方における実体の問題、という風に進めてみたいと思います。

さらに、西欧における「法律」と「キリスト教」の関係を見、終りに、法律とキリスト教の関係と、「社会」と「個人」の関係を、西欧と日本についてまとめてみたいと思います。そして、それが日本の現在の問題を考える基本になるのではないか、ということをお願いしたいと思います。

II 日本における法律とキリスト教

日本における法律とキリスト教は非常に共通点がある、と最近盛んに思います。

私は放送大学に5年正教員でおりました。そこでは、「民法——財産法」と、「家族法」、それに「法学入門」という講義をしておりました。その間、試験をするわけですが、法学部ではなく、教養学部という法律を専門にしない人のためのものですから、細かいことを聞いてもしかなないので、「法律について今までどういう風に考えていたか」とか、「何故法学入門を聴く気になったのか」、そして、「この講義を聞いて何か少し変わったようなことがあるか」といった問題を何回も出してきました。それでわかったことは、日本人はいかに法律に対して無関心であるか、それどころか、法律というのは冷たいものだ、と思っている人が多い、ということです。そういうことを書く人がだいたい6割以上あります。しかも、毎年2回試験があるのですが、法律というものは血も涙もないものだと思っていた、と書く方がありました。これにはさすがにびっくりしました。

法学部で教えている時には、将来法律を専門にする、専門とは言えないまでも、会社や官庁に行っても、法律に関連したことをやるような人が多いわけですから、法律を専門に勉強することを前提とする講義をしているわけです。それに対して、そうでない人々に対する法律の講義をどのようにするか、ということは当初から非常に考えておりました。しかし、いざやってみて、それらの学生の感想文を見まして、びっくりしました。また、専門家になるはずの学生に向かって語っていると、やは

りある意味で見方が狭いものになってしまうな，ということを強く感じたのです。

それからもう一方のキリスト教についてです。私自身，子供の時からではないのですが，やはり古くからのキリスト教徒です。日本人の多くは，キリスト教，特にカトリックにはあまり関心を持っていない。関心はあるのかもしれないけれども，もう少しそれについて調べてみようとか，まして自分が信仰を持とう，とは思っていないものです。そして，何かちょっと変わっている連中が信者になっているのではないか，という印象を持っている人が多いのではないかと思います。戦後，キリスト教がさかんになってからも，一般の人の本心はどうもそうではないかと感じます。戦後は非常に寛容な時代になりましたから，私の同僚にしても一般の人も，みんな他人がキリスト教徒であることを十分認めてくれますけれども，自分になろうという気にはならない，誘ってもなかなか近づかない，という人が多いわけです。

それでハタと気づきましたのが，実は最近になってのことですけれども，私が，五十年近くやってきたことは，どちらも日本においてはポピュラーでないものだったということです。日本人にはあまり好かれないことばかりやってきたものだということです。それぞれの社会の中ではひとかどの専門家ようになって，キリスト教の専門家というものはないのですが，少し教会のお手伝いなどをしてきたわけです。そのさい，それぞれの世界に閉じこもらないで，外に向かうべきだと考えていましたし，少しはそうしても来たつもりですが，非常に特殊な世界に住んでいた，ということを感じたのです。実はそれが，日本の社会における「法律」と「キリスト教」の共通点なのですね。

「法律」や「キリスト教」が日本で今ひとつポピュラーでないことの理由ですが，これはもちろん，それぞれについて考えなければいけない問題です。

法律について申しますと，日本人の法律嫌いということは世界でも有名です。何故有名かというところ，そういうことを書かれた有名な先生がおられたからです。東京大学におられたフランス法の先生で，パリ大学で日本法の講義をされ，それを『日本法』と題する優れた本としてパリで

出版されました。後ほど英訳されて、東京大学出版会から出ております。その中で、日本人の法律嫌いということ、一節を設けて書かれたのです。主としてその本によって、「日本人の法律嫌い」が世界的に有名になってしまって、どこへ行っても、日本人は法律嫌いだそうだね、と仲間の学者に言われるのです。私も、基本的にはそのとおりだと考え、そのように書いたりもしていますが、批判も多く、野田先生の言われるのは、少し極端だと思っています。

その法律嫌いは何に由来するか、ということですが、本当はよくわからないのです。まだ大多数が納得するような結論が出ていません。野田先生などを中心とする考え方は、日本人のメンタリティにこれを求めるものです。それは法律の「権利・義務」といった考え方になじまない、ということです。また、ついでながら飛行機の中で読んで来たもので、つい先日筑摩新書で出た阿見さんという方の、『反人権宣言』という本があります。私は今日は人権宣言を強調しようと思っているので、基本的な考え方には反対ですが、そこにやはり、日本人は本来法律好きではないと書いてあります。

そういうように、日本人の心に求める人もあるのですが、そうだとしたとしても、その心がいったいどうしてできたのか、が問題になります。野田先生のように、一種の運命的といいますか、「性格学」というものを援用して、本来的に違ふとされる方もあります。しかし、それだけでは十分な説明にならないので、さらに説明が試みられます。日本人というのは農耕民族であり騎馬民族的な人種とは違ふ、といった説明をする方もいます。しかし、そういう自然的な理由で十分な説明になるのかという疑問もかなり強いのです。私も若干疑問を持っております。

そこで、もう少し社会的・歴史的な説明が試みられます。最近有力なものは、江戸時代、あるいは明治時代の歴史、つまりそれらの時代の支配のあり方に求めるものです。日本人が、権威に弱いことに関係しているというのです。権威に支配され、面従腹背が身につけてしまっている。また、そこでの法律は、江戸時代以来、というより唐律を大昔に日本に採用して以来のことですが、行政法と刑法が中心でした。もちろん国の制度、憲法的なものはありましたが、人権保障制度のある近代憲法的な憲法はありません。物の売り買いとか物の貸し借りとか、人を雇うといっ

た民法的な関係はありますが，近代的な自由・平等の原理を基礎とする民法はありませんでした。そういった社会に育ってきたので，日本人の法律嫌いは，政治的社会的なもの，歴史に由来するものではないかという見方です。この点は，まだ決着のつかない問題です。そもそも民族的というか国民的な性格があるのかという疑問もあります。日本人にもいろいろな人がいるわけですから，一般的な，固定した性格といえるものがあるのか，という根本的問題です。

しかし，ただ一つ，「法律」と「キリスト教」の両方に共通している点は，どちらも明治期に欧米から輸入したものである，ということです。

法律については，法律とは社会のルールですから，社会的な関係があれば法律がないわけにはいかないのです。書かれた法律がなくても何かあるはずです。例えば，物を買えばお金を払わなければいけない，借りたものは返さなければいけないなどのことはあたりまえですね。人になにか仕事をしてもらう場合には，ただでやってもらうのは特別の場合で，普通はお金を出して働いてもらうのが，あたりまえのことです。そういうことはたくさんあるはずで，ですから私は，そういう社会規範，社会的なルールを「法」と呼んで，書かれたルール，あるいは社会の正式な法律制定機関，現在でいうと議会などで作られたものを「法律」と呼んで，この二つは区別して使う方がいいと考えています。

そして，そういう意味では「法」はどの時代にもあったのです。ないことはありません。しかし，「法律」，民法とか，憲法とか，刑法とか，商法といったものは，明治期に欧米，というより当時は欧州から入ったものです。最初にフランス，それからドイツの法律を模範にして作ったものです。

民法は，フランス人のボワソナードという方が起筆したものを日本人委員がいくらか修正して作ったものです。一旦公布され，施行日まで決っていました。ところが，これに対する強い反対があり，施行が延期され，その修正が日本人委員による法典調査会というところで行われました。その修正の際にドイツ民法が参考にされました。これが，現在の民法です。ですからこれは，もともとフランス法の影響が強かった民法を若干修正したもので，その際ドイツ法の影響をかなり受けたものです。

ボワソナードという方はパリ大学の教授で、日本ではもともとは法学校の先生として招かれたのです。裁判官を養成するために、今でいう法務省にあたる司法省に法学校が設置されまして、その先生でした。しかし、日本人だけでは民法や商法を作れない、ということになり、この先生に頼んで作ってもらったのです。刑法と刑事訴訟法はこの方が作ったものが明治10年代に施行されています。ちなみに、それらは後に改正されて、ドイツ法的なものになっています。なお、民事訴訟法も商法もドイツの先生を呼んで作ってもらったものをもとにして作られています。このように、近代法的な法典は西洋から輸入したものです。輸入したといっても翻訳ではないので、ボワソナードのものも、フランス民法をそのまま持ってきたわけではなく、ベルギー民法、イタリア民法なども参考にし、彼自身のオリジナルなものが入っています。

このように、ヨーロッパの先生に草案を作ってもらったにしても、法律案そのものは日本人が作っているのです。これも立派なことです。社会主義国であって、社会主義をやめた国や社会主義は維持しながら市場経済を導入しようとしている国があります。アジアに6つあります。それらの国から、民法や商法や民事訴訟法の制定をするために日本に勉強に来たり、協力を求めています。モンゴル、中国、旧フランス領のベトナム、ラオス、カンボジア、そしてミャンマーです。

それらの国は、それらの法律がないと、市場経済体制を作り、運営することができないことが分かってきています。そこでたとえば、それらの国の法律家を招いて研修会やシンポジウムをしたり、また、カンボジアやベトナムにはこれらの法律を作るために、日本の学者や実務家が協力して、年に何回か行っています。また、ベトナムのように、日本の実務家（刑事、検事、弁護士）が顧問として司法省に行っている国もあります。ちょうど明治の初めのボワソナードみたいなものです。

明治の日本では、5つの法律を急いで作ることが必要でした。「民法」、「商法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」です。

何故かといいますと、一つは、日本を近代社会にするためです。明治維新はフランス革命のような血を流す革命ではありませんでしたが、社会的な大変革でした。それ以前は封建制社会、そして身分制社会でした。身分の別がありました。その封建制社会、身分制社会を廃止して近代的

な社会，資本制経済ないし市場経済社会にするためには，その基礎である，民法，商法等々を作らなければならなかったのです。これは，ちょうど現在，社会主義国が市場経済を導入しようとしている時と全く同じことです。

それからもう一つの理由があります。そちらのほうが現実的には深刻な問題でした。条約改正との関係です。安政時代に徳川幕府がアメリカ，イギリス等と「和親条約」とか「修好通商条約」などと題された，通商に関する条約を結びましたが，これは結ばされたようなところがありました。それまで日本は鎖国していました。もちろん鎖国とはいいながら西欧との関係が全くないことはなかったのですが，やはり，国際法を十分知らないところがありました。また，実力がありませんでした。だから全く日本に不利な条約を締結したわけです。

今で言えば，みなさんの保険や，銀行との預金，ローンなどの契約は，どれも一方的に会社で作る契約書にこちらがはんこを押すだけ，というような契約です。契約の条項には，向こうに有利で，消費者に一方的に不利な規定があるのですね。それにあとになってそれを主張されて慌てるというようなことがあります。それを何とかしようというので，消費者契約法や金融商品の販売等に関する法律が作られたのですが，これと同じようなことが国家間にあったのです。

それらの条約の中で一方的に不利だった点は2つあります。一つは治外法権です。治外法権というのは，外国人にはその属する国の法律が適用されるということですが，具体的には，外国人の犯した犯罪は，その国の領事が裁判することです。日本の裁判所には裁判権がないのです。お年の方はわかりだと思いますが，日本でもかつては中国に対して領事裁判権を持っていました。上海には日本の租界というのがありました。それはその国にとってたいへん屈辱的なことですね。

もうひとつは関税です。日本が輸入する場合には原則は20%，輸出する場合にはすべて5%となっていました。そして，これらの税率は，条約によってしか改正できないものでしたが，相手国の関税については規定がなく，相手国が自由に決めることができました。つまり，日本には関税率を決める権利がなく，つまり「関税自主権」がなく，その意味で不平等な内容でした。そして，それによって，政府の収入が増え

なくて困ったわけです。関税収入は、税金の中でも国にとって大変大事な収入です。また、外国の物が比較的安く入ってくるので、国内産業の発達を害します。

だから条約改正をして関税自主権の回復と、治外法権の撤廃をはかるのが主な内容の二つです。これは何とかしなくちゃならないというのが、明治維新後の政治家、あるいは全国民の悲願であったと書いている人が少なくありません。みなさんもおぞんじの岩倉使節団は、その条約改正の交渉のために行ったのです。ところが全権委任状がなかったので、向こうのことをいろいろ勉強して来たのは非常に良かったのですが、条約改正の目的は全く達成されなかったのです。

欧米諸国は条約改正のためには5つの法律を作れと言いました。それを含め3つのことを要求しました。ひとつは、まずきちんとした裁判制度を作れ、ということです。なにか事件が起こった場合に、きちんとした裁判を受けられるような裁判所がなければいけないということです。つぎに、公正廉直な裁判官を養成することです。今でも世界には、賄賂を貰って、それをくれたほうに有利な判決をする、という裁判官がいる国がかなりあるという話を聞きます。もちろん法的な能力もなくてはいけないわけです。そうして裁判所で適用される法律をつくりなさいということが、欧米の要求だったのです。どういう内容の法律によって裁判されるのかがはっきりしていないと、安心してそこに住み、その人と取引することはできない、ということです。刑事事件でいえば、たとえばある国で、女の人を写真に撮るのは犯罪になるのに、それを予め知らなければ、たいへんな罰を食らって困るわけです。

さきほどお話しした、日本が法律をつくるお手伝いをしている国で民法などを作るお手伝いをしている方に聞きますと、例えば、金を貸したときに返してくれなかったらどうするか、はっきりしていない所があるようです。先進国の法律では、国の機関である裁判所などが、借主の財産を差し押えて、それを売ったお金から返してもらい、きちんとした手続があります。強制執行という手続ですね。先進国では常識ですが、それすらわからないことがあるそうです。金を貸して、返してくれないということを考える事自体がそもそもおかしいではないか、ということもあるようです。金を借りれば返すのがあたりまえで、社会主義では返さ

ないということはありませんと言う人が法律家の中にもいることを聞きました。

そういう話を聞きますと，なるほど昔のヨーロッパ人や，アメリカ人から見た日本は，あぶなくて仕方がない，とても日本に行って住んだり日本と貿易したりすることはできないと考えたことはよくわかるでしょう。条約改正の前提3点のうちの1つが，5つの法律を作ることだったのです。

裁判所は非常にはやくできました。明治5年のことです。裁判官を養成する組織は，後に司法省法学校となった「明法寮」が明治4年にできました。そしていよいよ法律を作るというので大変苦勞をしたのです。そういうことで，近代法といえるような法律を作るために，西洋の法律を取り入れざるを得なかったのです。

次に，キリスト教です。キリスト教はと言いますと，16世紀のフランシスコ・ザビエルの布教に始まるのではないかとお考えになるかもしれませんが，またその後裔が残っていて，迫害にも関わらず信仰を守り続け，明治の初めに長崎で発見されたのだから，古くからあったのではないかと，言う方もあるかもしれません。それはそうですが，16世紀に入ったキリスト教やその後の信者たちが日本社会に影響を与えたか，という点は，文化遺産としてはあり，その再発見は今後意味がありましようが，明治の始めまで生きていた影響は，ほとんどなかったのではないのでしょうか。ですから，明治時代に新しく入ってきたと言わざるを得ないと思えます。それどころか，次に延べる事情さえあります。

日本人のキリスト教嫌いの理由は，いろいろ考えられますが，キリスト教が迫害されたこと自体が，キリスト教はへんなものだという意識の原因になっているようにも思われます。迫害という意識がどこまであったかはともかく，お寺もそれに実際上貢献していたのですね。当時は，お寺が戸籍にあたることを管理しており，宗門改めをやって来たのです。それが何となく一般の感覚になって，キリスト教は反社会的なものだという感覚ができてしまったのではないかと，とする見方もあります。ヤソと言う，いまでいう差別用語が使われていたほどですから。

いずれにしても，明治期に欧米から輸入したものだ，ということが大

きいかと思います。

III 「社会」と「個人」という言葉は、いつから日本で使われたか

続いて今度は、ヨーロッパのことを少しお話ししてみようと思います。そこで「社会」と「個人」という問題に入ります。

まず、これらの言葉はいつから日本で使われたか、ということから調べてみましょう。

「個人」の方から始めますと、これは individual の訳語でして、それ以前には「個人」という言葉は使われなかったようです。ひとつの言葉の意味を知ろうとするならば、いつから、誰が、どういう意味で、それを使い始めたか、ということをしちんと調べないといけないのです。

「個人」も、individual の訳語としてぼつぼつ使われていたようで、明治 17 年から流布し始めた、というのが一般の見方のようです。

これに関する文献としては、斉藤毅『明治のことば——東から西への架け橋』があり、私はこれを見ていないので申し訳ないのですが、それを引用した柳父章『翻訳語成立事情』（岩波新書、1982）と、阿部謹也『「世間」とはなにか』（講談社現代新書、1995）、同『学問と「世間」』（岩波新書、2001）、作田啓一『個人』（三省堂「一語の辞典」、1996）からの知識です。うんと古く言いますと、幕末以来の辞書にあるようです。

柳父さんとか作田さんの本によりますと、「個人」という言葉は西欧においては、「社会」という言葉と対をなしておりまして、切り離すことができないようなものだということです。「社会」というのは society の訳語で、individual という言葉と society という言葉は、どちらも本質的に当時の日本ではわかりにくい言葉だった、と言われております。この「個人」というのは、はじめは「一個人」と訳されていて、「一」がつくのですね。一、二、三、の一です。これは、ひとつの単位として数えられるものであった、ということのようです。

ところが、もともとの individual という言葉には、二つの意味があるようです。みなさんもお存じの OED、オックスフォードの大英和辞典や、小さな COD とか POD を見ると、確かに二つ意味が書かれています。「異なった性格を持つひとり」という意味で、general に対するとさ

れるものと、「ある団体の一人のメンバー」で society に対するとされるものです。

ここだけからは，なおわかりにくいところがありますが，先に挙げた方々は，ほぼ次のように言われます。この後者の「個人」が，辞書にもあるように「社会」と関係があるものです。この「社会」や，「個人」も，抽象的なものとして，つまり individual のもうひとつの，一個人でない抽象的な人間という意味での，「社会のメンバーだが，社会と対比される個人」という関係です。これは，柳父さんの言葉をかりれば，神に対して一人である人間，あるいは社会に対して一人である人間，ということです。その「対して」という言葉がだいじなのですが，神だとか，社会だとかに対する，究極的な存在として，一人である人間，という思想と共に用いられているのです。

「個人」とは，そういう思想，社会において一人であるという，そういう意味，そういうニュアンスも持っている，と，OED などに出ているのです。私は COD で，その説明を見ました。そちらのニュアンスが，日本ではなかなか伝わらなかったのです。それを伝えた人では，福沢諭吉は，わりとヨーロッパのものをよく理解した人です。『西洋事情』その他いくつかのものを書いています。それから西沢茂樹という，当時の倫理学の先生ですが，その方も割合よく理解しています。また，中村正直という，『セルフヘルプ』という本を訳した人，有名な人ですが，そういう人達が，例えば「人民各個」という言葉や，「一身の身持ち」という言葉や，福沢のように，「独立」，「一人」，「一人の独」，「独立個人」といったいろいろな訳語を使ったようです。

しかし，とにかく「一」という文字がとれてきて，ついに取れた，というのが明治 17 年あたりからだということです。このへんは，私も国語学者でないので確かめられないのですが，そうだとしたら非常に大きな意味があるのではないかとということを後に申し上げます。

一方「社会」の方の訳語ですが，これは早く，明治 8 年頃からだということです。「社会」という言葉自体は，『近思録』に出ているそうですから，昔の漢文の本にはでていたのです。これは大漢和辞典で見ました。漢和辞典では，諸橋轍次先生の大辞典を戦後，鎌田正と米山正太郎の二

人のお弟子さんが、改訂されて、13巻の中国でもないほどの優れた辞典を作られました。現在中国で非常に尊重されているのだそうですが、その大漢和辞典に、「社会」という言葉はその『近思録』にあるとあります。

ところが、society に当たる言葉は、「社会」ではなく、当時の日本語にはなかったそうで、昔の訳語としては「仲間」、「交わり」、「一致」、「ねんごろ」、「組」、「左右」などの言葉が使われていたのです。これらの訳語に使われた日本語は、ある学者によりますと、どれも、「狭い意味での社会」だということです。前から知り合っている人々、自然に知り合っている人々の集まりのことです。

ところが、society にはもう一つ意味があるのです。これは、「広い意味での社会」という言葉を使われる方もるように、「同じ種類のもの同志の結びつき」、同志の「意志を持って集まる結びつき」、「一定の目的を持った結びつき」、というような意味ですね。例えば、利益とか、防衛とか、人のためにつくすなど、人間が意志を持って、意図的に集まっている結びつきという意味です。しかしその意味が当時の日本人には理解できなかつた、といわれております。もちろん、まだ結論的なことは申し上げられませんが、少なくとも今の見方が有力です。例えば福沢の『学問のすすめ』にはこの意味で使われたものがすでにあると言われておりますし、二葉亭四迷の『浮雲』にもそういう例があると言われております。

日本には、「社会」に似ているがたいへん違うものとして、「世間」があるという学者がおります。さっき申し上げた阿部謹也さんが、「世間」について盛んに書いておられます。この「世間」と対立した「社会」という言葉を使ったのが福沢ではなかろうかという方もあります。

この辺も私自身は実証的研究をしていないのですが、「社会」という言葉を西洋から輸入する際に、最初はその二つある意味のうちの一つの意味を理解することができなかつたことが重要です。その意味がだんだん理解されてきて、その意味での「社会」という言葉がかなり使われるようになったということですね。もちろん今でも「社会」という言葉は非常に漠然としていて、社会学では広く人の集まりを全て「社会」と呼んでいるようですが、「世間」と対比された意味で「社会」つまり、「広い

意味での社会」の意味で使うことになっております。

つまり、「社会」という言葉は，作られた言葉ではなく，前からあったものですが，いわば換骨奪胎されて，明治になってから西欧の society という言葉を少しずつ理解していったその意味を持つものとなったものだ，ということです。

IV 西欧における「社会」と「個人」

ここで西欧における「社会」と「個人」についてやや詳しく見ておきましょう。今申しましたように，「独立自立した個人」から成る人の集まりを「社会」と呼んでいる，と言われております。「個人」から出発しています。考え方，思想の問題になります。この「個人」というのがいつからでてきた思想であるか，が問題です。

初めはつぎのように言われていました。私がまだ学生の頃ですが，「個人」という思想は，近代の産物である，ということです。

もう少し経って，第二次世界大戦のしばらく後に，日本でもヨーロッパのことを理解する人が増えて，「個人」という考え方は，もともとはヘレニズム，つまり後期ギリシャ，つまり世界に発展していったギリシャ，たとえばセネカとかポエティウスのような人々とキリスト教に由来するということが認識されてきました。これは，作田先生を含め何人かの先生によって書かれています。さらに東北大学の哲学の教授をしておられ，後に清泉の教授をしておられた坂口ふみさんの，『〈個〉の誕生』（岩波書店，1996）という大冊が，驚くべき研究をしています。

そもそも，新約聖書のガラテア書で，パウロは，ユダヤ人もギリシャ人もない，自由人も奴隷もない，男も女もない，みな同じだ，同じ価値を持った人間であると言っています。そういう考え方の例はいくつでもあげることができます。イエス・キリストの言葉にも出てきます。ルカ福音書の中で，イエスが布教を始める最初に言われた言葉があります。自分の仕事は，とらわれた人の解放であり，目の見えない人に見える力を与え，虐げられている人に自由を与えることだ，と説いておられます。また隣人愛が至る所に説かれています。そこでいう隣人には，まったく

区別はありません。この、神の前における平等な人間、という思想はキリスト教にはっきり示されているわけです。キリストとヘレニズムのこの考え方は違うところから出ているようで、お互いにどう影響したのか、ということも私は知りませんが、いずれにしろその辺りから平等な「個人」の尊重という思想が出てきたことはたしかです。

私が少し勉強した頃は、哲学的には11世紀から13世紀ころに成立した、という説がかなり有力だったようです。近代の少し前ですね。しかし、坂口さんによりますと、紀元5、6世紀に由来するとされます。「かけがえのない一回限りの個」という思想は、このころにいくつかの公会議がありました。その教理をめぐる論議の中で出てきた、ということです。神様についてもこれもまた日本語にない、personという言葉があります。personというのは日本語にならないもので、日本のキリスト教会では「位格」という造語を使っています。何のことかわからないようですが、神について、神はひとつだけれど person は3つある、という三位一体の思想です。人間も同じく person、天使も person です。神、天使、とならんで人間も person です。person とは独立した、知性と自由意思を備えた存在とされますが、人間もかくして、「一人一人の独立したかけがえのない人間」ということになるのです。ですから、「独立した個人」という思想は、このころにもう確立している、というのが坂口さんの見方です。坂口さんはクリスチャンではなく、その頃の公会議の資料の非常に詳しい検討をしてこういう結論を出しておられ、説得力があります。

坂口さんの文章をそのまま使いますと、「個の尊厳と人権の思想は、まさにキリスト教がある意味では古代を担い、ある意味では反撃しながら明確化したもの」ということです。やはり古代においては、人の身分的な差違がありました。奴隷制、男女差別がありました。女性はかなり低い地位におかれていたのです。それに対して少なくともイエス・キリストの教えでは、女性に非常に高い地位が認められています。それを背景に「個人」という思想は、5、6世紀にさかのぼるといって出てきているのです。

「個人」という観念は、こういう長い歴史を経て出てきた、いわば作られた観念、一定の思想を含むものなのです。

もう一つ，近代社会が，「個人」のもうひとつの面を明らかにしたことも事実でしょう。近代の市場経済社会は，一人一人を「一人」として，一単位として扱います。「個人」という観念は，経済上自由な活動によって利益を獲得する主体，という意味も入っているのです。個人主義が日本では利己主義というニュアンスを持って使われているのですが，それは「個人」のその面に着目された，強調されたことにもよるのではないかと思います。

しかし，「個人」とはそういうものではないのです。この人あの人という具体的なものを意味するだけではなく，抽象的な観念でもあるのです。しかもそこには，「自由であり，独立している，平等である」という観念が含まれています。ですから，一つの単位として数えられる個人を超える，「抽象的な人格」を「個人」と言うのです。

さらに，今までにお話したところから，坂口さんが言っておられるように，「個人」は「人格」の意味を含む，ということが重要です。「個人」という言葉を英語の辞書で引いてみますと，やはり person という意味を含んでいるのですね。person とはなにかは，前に一言しましたが，5～6世紀のキリスト教徒でギリシャ哲学の影響を強く受けたボエティウスが，理性と自由意志を持ち，独立したところの，それ以上に分けられない単位，としています。「個人」の中に「人格」という意味が含まれていることを忘れてはならないのです。坂口さんは近代は個の目覚めの時代だったとよくいわれる，政治的思想的には確かにそうかもしれない，しかし思想としての「個」は，「西欧の近代ではすでにひからびて変形したのではなかろうか」と言っておられます。これはちょっと言い過ぎかと思いますが，もしそうであったら困ったことで，専ら西欧近代の輸入を考えた日本において「個」の捉え方が一面的であった理由の一つがここにもあるといえるでしょう。

ここでまとめますと，「社会」というのは，「他に対し，全体に対し，責任をとりうる個人の集合である」という森有正先生の説明をとりたいと思います。森先生は，フランスに長くおられた東大の元教授の方です。現在手に入りやすいものに，『思索と経験をめぐって』（講談社学術文庫，1976）という本があります。先のことと合わせると，「社会」とは，まさ

に、独立した、平等で、自由意思をもって自分で選択をして、その結果について責任を持つ、そういう「個人」の集まりだ、ということです。

さらに、森先生は、つぎのように言われています。西欧においては、個人の権利の尊重に非常に注意が払われているけれども、逆に「社会」は「個人」の集合、「責任ある個人の集合」である。「個人」は、「他人の自由を損なわない限りで自由」であると「人権宣言」に書かれています。人権宣言にいう「自由」は、勝手に認めた自由放任主義では全くありません。だから、西欧においては、「個人」に対する自由の制限も実に徹底したものであると先生は書いておられます。

私もフランスに2年だけですがおりました時に、このことを強く感じました。たとえば、各都市では、建物につき、高さも色も決っているのです。また、交叉点では、四つかどの建物の角はきちっと削らなければならない、ということは、日本もそうになってきましたが、フランスではずっと前からそうになっていたのです。それから、朝部屋の掃除をするときに、ベッドを作るために、毛布を叩くのですが、それは朝9時とか10時までにしなくてはならないとか、夜何時からトイレで水を流してはいけないなどと、厳しく決められています。「個人」と「社会」というのはそういう関係にあるのです。個人主義とは利己主義ではないのです。

したがって、社会主義というとは何か日本では非常に特別な考え方のように思われるけれども、ヨーロッパでは、そうではないと森先生は言われます。「社会」というものはもともといま申したように規制なしには成り立たないのですから、社会(society)のあるところには社会主義(socialism)的な要素は不可欠とも言えます。ただどこまでの規制があるか、どこまで強い統制があるか、という違いで、質的に大きく違うということではないから、「社会主義」を特別のものとは考えていないのではないか、というのが、森先生の言われることを私なりに理解したものです。ヨーロッパでは、日本やアメリカにおけるような社会主義に対するアレルギー(アメリカと日本とでは違った理由によると見られますが)はない、というふうに私にも感じられました。

V 日本における「社会」と個人

そこでつぎに，日本における「社会」と「個人」の関係はどうか，そもそも日本には individual, society に対応する「社会」や「個人」があるか，という問題に入ります。

Ⅳの，それらの言葉の説明の所でお話ししたことから推測できると思います。日本には「個人」も「社会」もなかった，あるいは，それらができつつあると期待したい，というのが私の結論です。「個人」が「一個人」と混同されているような感じがします。「個人主義」が利己主義と混同されていることも，その感を強めます。先ほどの諸橋先生の大漢和辞典の，戦前にでた版の「個人」の項を引きますと，「個人主義」というのが中に出ていて，その意味の第一番目に，「利己主義」と書いてあるのですね。さすがにびっくりしました。「個人主義」は，そう思われていたのか，と思ったのですが，今の新しい版ではどうなっているかはわかりません。同じもので1955年に出版された版しか見られませんでした。

阿部さんは，我が国の「個人」は西欧の individual とは決定的に異なっている，と言われております。繰り返しになりますが，日本にも，社会学的な意味での社会はあります。家族はもちろん，まわりの人とか，村など色々あります。それはしかし，西欧で言うような「社会」ではなく，「世間」だというのが，阿部さんです。私は以前から注目していましたが，最近，新しい本が，岩波新書で出ました。『学問としての世間』です。そこでは日本の学問はたこつぽ的で，みんな専門のことばかりやっていてほかのことを省みない，自分の『世間』という言葉も誰も注目してくれないとっておられます。私は注目していたのですが。

その「世間」とは何かということですが，阿部さんの言葉をかりますと，「自分が関わりをもつ人々との関係」です。割合わかりやすい定義ないし説明のように思われます。阿部さんによりますと，「世間」と「社会」の違いは，「世間」は，日本人にとっては，変えられないもの，所与とされ，与えられたもの，である。もちろん，人間の関係する，もっとも初めの社会は，親子の関係で，確かに変えられません。しかし，その後にもだんだんいろんな人々と関係するようになります。親戚，近所の人々，村の人々，さらには学校や会社などです。それらもやはり変えられない

ものとしてある、というのです。世間の目がうるさいとか、世間に知られたら困るとか、世間に迷惑をかけた、などとよく言いますね。これは、社会の人々一般のことではなく、自分に関係のある一定の人々のことを言っている。だから、「旅の恥はかき捨て」で、近所の人にみつかつてはまずいが、公園や駅に物を捨てるのは平気だ、ということになっているというのです。

これに対して「社会」はどう違うかという、次に柳父さんによると、「世間」は具体的なもの、自分が関わりがある具体的な人々のことで、「社会」とは抽象的なものだという事です。「個人」という言葉に、平等で自由な人格、という抽象的な意味もあって、一人一人の個人のことだけではないのと同じことが、「社会」についても言いうる、ということになります。

阿部さんによれば、「世間」という言葉は差別的で排他的な性格を持っているとされます。確かにそのような感じがします。同じ「世間」に属している人に対しては非常にいい関係がある、実に親切です。ところが同じ「世間」に属していない人には冷たい。例えば、電車の中で席を譲ることについていうと、知っている人にはその人が若くても譲るが、知らない人には、年寄りにも譲りません。また、電車の中で携帯電話を使っただけとはいけませんが、つい昨日も、千歳の飛行場から札幌に来る電車の中で、立派な格好をした女の方が携帯電話をかけているのでびっくりしました。つまり自分となにか関係のある人とは、ルールを破って、他の人に迷惑をかけても連絡をするのですね。もっとも、これらが日本において「世間」意識があるが「社会」という意識はないことの例として適切かどうかには、問題があるかもしれませんが。

この点をもう一度まとめてみますと、我が国の「個人」は西欧とは異なり、直接「社会」を構成している「個人」ではないのです。ある種の抽象的な自由、平等、独立な「個人」という観念がない。だから、「世間」という関係がない人との間には、何の関係もないと考えてしまう。赤の他人に過ぎないから、その人のことを考える必要はない、ということになる。「社会」というものは考えにくい、ということ。その「世間」は、実に多くの細かいことで個人の行動を多くの面から制約しているも

のですね。そこには人の序列があります。自由，平等な「個人」を，「社会」の中で，自分と同様の存在と認め，他人の自由を害してはならないから，皆でルールを作ってコントロールしあう，という意味での「社会」ではありません。何となく，昔から決っている絆に縛られているという関係です。「個」の確立がないから，「社会」の意識もない，ということになるのは当然のことなのでしょう。

日本人は，人間が集まってある程度組織的な生活をしていれば社会だ，と思っているようだが，そうではない。日本において，人と人との関係は，「私」と「あなた」という関係で，いわば第二人称同志の関係である。いわば第一人称対第三人称として，独立した人がお互いに責任を負いあう，というような関係ではない，というのが，森先生の主張されるところです。私なりに言えば，いわゆる「なあなあ」の関係で，互に相手のおもわくをおしはかりながら，適当に相手と調子を合わせてゆく。相互の意見を述べたうえで調整をはかるのではない。このような関係は，一定の与えられた関係のある相手としかできない。それが「世間」です。もちろん，このような人間関係は，夫婦，親子，友人の間では当然で，そうでないと困るのですが，それをもう少し広い人間関係にも適用したり，そういう関係のない人々を他人として無視するのではよくないわけ

VI 西欧における法律とキリスト教

今度は法律とキリスト教の関係を調べようということですが，これはある程度常識でわかることでしょう。まず西洋近代法の基本理念は，自由，平等，博愛あるいは基本的人権といったものです。これをはっきり言ったのは，アメリカの独立宣言（1776）とフランスの人権宣言（1789）です。ところが，これらは実は，基本的にはキリスト教思想に由来していると言えます。また，このような見方をする人がヨーロッパでは圧倒的に多いと思われます。

ところが，キリスト教，特にカトリックでは，フランス革命を嫌っていました。これは無理もないので，フランス革命のもうひとつの理念は，世俗化，ないし政教分離です。例えば，かつては結婚や日本で言う戸

籍にあたるものに教会が管轄権を持って運営していたところ、その仕事（権限）は国のこととしたわけです。司教、司祭などもずいぶん捕まって、流刑になったり、殺されたのです。もちろん逆に、革命側に立つ司教や司祭もかなりいたのですが、多くの司教、司祭、修道者が犠牲になりました。教会の彫刻なども破壊されました。日本の明治の廃仏毀釈と同じでして、ブルゴーニュは一等ひどかったところだそうですが、私もその時に壊された聖人像などを見ました。

ヨーロッパのロマネスクやゴシックの教会には、日本で言えば仏像にあたる像があるのですね。キリストや天使、聖人の像が、柱のところなどに彫られています。いわゆるアルカイック、飛鳥時代のものにあたるのはロマネスク彫刻、白鳳、天平期にあたるものはゴシックの彫刻です。

そういうことがあって、カトリック教会はフランス革命を大嫌いで、批判していたのですが、よくよく思想的に眺めてみると、教会でも少し違った面から見るべきだということになってきたのではないのでしょうか。さっき申し上げましたように、「個人」、人格の思想が、「人権」という思想に変わって来たのは確かです。それは一つの転換ではありますが、その基本である、人間の尊厳、人間は自由であり平等である、人間を大事にしなさい、という考え方は、聖書の中にある思想で、「人権」もそれに由来するものです。それがどうしてフランス革命等の「人権」思想に至ったのか、ということですが、17世紀、18世紀の啓蒙思想を経由してのことだと思います。啓蒙思想も、カトリックの側からは嫌われていたようですが、見直す必要があります。つまり、それは、カトリックの思想・倫理の中から、教会に関するところをおとして、いわば世俗的な思想・倫理を説いたものといってよいでしょう。フランス革命は直接にはこの啓蒙思想の影響のもとに生れたのですが、啓蒙思想の倫理のもとにはキリスト教です。ですから、近代法の理念である基本的人権という考え方は、直接的には、アメリカの独立やフランス革命に由来すると考えられますが、もともとはキリスト教の、個人・人格という観念に由来すると考えるのが正しいと考えられます。

次に、細かい例を挙げますと、利息禁止や莫大損害などの例があります。前者は、今日では、高利の制限として残っている国——例えば日本の利息制限法——があります。イスラーム国には、現在でもあると思

ます。後者は、原語は *laesio enormis* で、簡単に言えば暴利を得て売買することなどを禁止・制限する考え方です。安いものを高く売りつける契約は無効とされたのです。これはフランス民法には部分的に残っていましたが、ドイツ民法ではやめました。日本にも入っておりません。そういった貧しい人の保護とか、公平といった思想がやはりキリスト教の影響として法律に入っています。キリスト教の影響から来ている制度がいくつかあるのです。

次に、やや抽象的な話になりますが、「キリスト教」の根本的な考え方と「法律」との関係はなにか、を考えたいと思います。別の面からいうと、キリスト教は法律をどう考えるのかという問題です。これはたいへんな難問ですが、基本的にはキリスト教の教えは宗教です。宗教にも、超越を認めるか認めないかによって大きく区別されます。キリスト教も、いわゆる世界宗教、と呼ばれるもので、超越を認めています。超越を認めていてもなお、ある時期のルター主義やカルヴィニズムのように宗教が民族や国家に密着した、狭いものとなることがあります。それらは、ドイツ、ジュネーブといった国と結びついたのですね。しかし、宗教は、本質的には地上の権力や富を超越するものです。つまり、神と人間との交わりが基本になります。したがって、人と人との目に見える関係を規律する法律にどのような意義を認めるかは一つの大問題となるのです。人間関係を規律するものとしては、道徳があり、内面的な道徳と宗教とは深い関係がありますが、人間関係のより外面的な部分を主な対象とする法律に対しては、宗教との本質的な関係を認めない見方も、プロテスタントの学者の一部にはあります。

しかし、人間は肉体を備えた存在であり、社会的存在です。したがって、宗教は、人間や社会についても、基本的な考え方を持っているはずで

このようにして、キリスト教は、隣人愛、弱い者・苦しむ者・貧しい者へのまなざしを強調します。キリスト教は、人間について、基本的には理性と自由意思を備えた平等の存在であるとしませんが、注意すべきことは、有名な「善きサマリア人」のたとえ話に典型的に現われているように、イエスが当時の社会で卑しめられていた人達を大切にすることは至る所に見られます。これは、道徳的な規範ですが、それに止まらず、

法律の理念に影響してきました。例えば、利息はお金を持っている者が持っていない者を苦しめるからいけない。物を持っている人が持っていない人に高く売りつけて苦しめてはいけない、などです。

でそれがどういう風に変わってきたか、ということですが、全体として中世の封建時代には、抽象的理念に止っていたのです。身分制社会でした。隣人愛にもとづく法律はあるけれども、一定の復讐は認められていましたし、死刑や残酷な刑罰も認められていました。

つまり、中世では、人間の尊重、自由・平等、隣人愛、といった理念は、社会的には徹底していなかったのです。もっとも隣人愛の方はかなりありました。中世の病院は立派なものです。ディジョンの南に、ボーヌ(Beaune)という町がありまして、そこには中世以来の病院があって、名所になっています。そういうものをたくさん作っていたわけです。しかし、それはどちらかというところ、弱くない者から弱い者に対する慈善、つまり上の者の下の者に対する恩恵というものでした。それが悪いということではもちろんありませんが、近代になると、助けられるほうが「人権」として主張できるものになってきたのです。

ここでは、「権利」ということについて一言申し上げなければならないと思います。人を尊重するということ、それは「義務」ですね。これは尊重する方の立場です。その「義務」だけで留まる場合もたくさんあります。純粹の道德というものはそうでしょうね。そうしなければいけないこと、というものです。たとえば、人に親切にしなければならない、という考え方がある。自分は相手に親切にしなければならないけれども、逆の立場で、お前は私に親切にする義務がある、とは言えないでしょうね。ということは、私はお前に親切にすることを要求する権利がある、という風には言えない、ということです。

つまり、「権利」とは、自分に対してそうしろと主張できる、ということです。人間の尊厳というものも、他人のそれを尊重せよ、ということであれば、「義務」ですが、その他人のほうから、それを認めてくれ、あなたは私の尊厳を認める義務があるから、私の尊厳を認めて下さい、ということが出来る、というのが「権利」です。

そして、自由とか平等が、「義務」から「権利」に転換してきた。つまり他人に対してするだけではなくて、自分がそれを、相手に主張できるものがあるはずだ、ということです。自分に親切にしてくれということとはできないが、自由とか平等について、「自分の自由を尊重してくれ」ということは、他人に対して主張できる、つまり「権利」だということです。自分の自由を害しないでくれ、自分を平等に扱ってくれということをも主張する権利です。人は平等だから平等に扱いましょ、というのは「義務」で、平等に扱ってくれ、ということが言えるのは、それが「権利」だからです。義務でなくなったわけではなく、権利として主張できるようになったということです。これが近代の、ある意味における転換を示すものです。最近の例としては、かつては身障者を大事にする義務だけあったけれども、後にそれが身障者の権利とされるようになったことを挙げることができるでしょう。

古くから認められていた人間の尊厳につき、自分のそれを認めてくれ、という権利が認められたということです。最近では、基本的人権の思想というのはキリスト教に源を発する思想だ、と書いてあるのがふつうです。近代においてその思想が、各人の「権利」として認められる過程に、キリスト教がどこまで貢献したかは、未だ勉強していません。しかし、もともとはキリスト教の考え方が、近代のアメリカやフランスにおいて、人権という思想に発展し、日本にも入ってきた、ということは言えます。キリスト教が法律に与えた重要な影響です。

このように、「人権」さらに権利を守るのが「法律」です。したがって、そのようなものとして、法律は欧米において、道徳と並んで、社会における重要な役割をになう存在として、大切にされています。

次に、日本人が法律嫌いであっては困る理由を二つの面から申します。

ひとつは、憲法を constitution というのですが、この constitution という言葉は、より一般的な意味では、社会の基本的な構造とか構成原理のことです。カトリックの方はご存じですが、第二バチカン公会議という世界の司教の集りが1965年から始まりまして、「教会憲章」と日本で訳している文書ができました。その原語は Constitutio de Ecclesia です。それが、「憲章」と訳されているものの原語で、英仏語の constitution

です。社会の基本的な構造や原理が Constitution です。そのうちで、国家の constitution を憲法というのです。フランスでもっとも有力な2人の民法学者が、民法は社会の constitution で、国家の constitution である憲法と並び立つ存在である、とっております。具体的な制度としては、所有権、契約、法律上の人格などがあります。市場経済と市民社会を成り立たせる基本的な制度です。

日本国憲法では、あるいはフランスでも現在はそうなのですが、法律の形式的な序列としては、憲法が一等上にくるのです。しかしそこに含まれている実質的な価値においては、憲法も、民法も同等である、という考え方で、私も最近強調しているところです。

とにかく、西欧では、憲法や民法といった法律は、国家・社会の基本を形作るものとして、重要な存在と考えられているものです。

Ⅶ 法律とキリスト教の関係・社会と個人の関係の交錯——西欧と日本

ここでいよいよ、法律とキリスト教との関係と、社会と個人の関係の2つの関係を交錯させて、西欧と日本を比べてみようと思います。ここでは結論だけを申し上げるしかないでしょう。

西欧では、まず、個人、人格の発見が行われましたが、それにはキリスト教の影響が強いのです。つぎに、社会と個人の関係についての思想にも、キリスト教の影響したものがあります。さらに、憲法、民法などの法律が社会の基本構造、基本原理を定めているという考え方があります。

さて日本で「個人」、「社会」、「法律」の三つの観念がどうなっているかという、端的には、どれについてもあまり強い意識がないのです。「個人」と「社会」もなかったと見られることは、ⅢやⅤで話したとおりです。また、日本人の「法律」ぎらいについても、Ⅱで述べました。ここで最後に、「法律」ぎらいの原因の一つが、これまでの法学者ないし法学にあったという反省をしておきたいと思います。

結論として、法律は、ローマ法以来、中世・近代のローマ法学、19世紀ドイツ法学などにより、きわめて精緻な技術となっています。しかし、

日本では，法学者も，法律家一般も，その技術面を強く考えすぎて，そのほかの面への取組みがやや不十分であり，法学教育によって，次代の法律家を養成するに際しても，裁判や行政においても，法律の適用を一般人の常識と離れるものにする傾向が見られました。これが，一般の人々が法律を，自分に関係のないもの，できれば関係したくないものと感じさせていたのではないか，と考えています。

2点について申しましょう。一つは，法律の社会における意味とか位置についての認識，つまり，先にお話したような，法律は国家社会の constitution であることの意識が十分ではなかったようです。あるいは，教え方が悪かったかもしれません。法律というと，皆さんは技術的なことを思い浮かべるだろうと思います。私もそうでした。法学部というのがそういうところだったのです。法律の勉強においては，医学とか，建築学とかと同じように，一定の技能を身につけないとだめで，そのためにかなり技術的な勉強が必要になるのです。法律は理念，思想，それを実現する法律技術，その生れ，適用される社会の3つの要素から成ると申しましたが，そのうちの1つに傾いた教育がされていたのです。

しかも，日本の法律は外国から入ってきたので，法律の中には造語が多いのです。日本には漢語の伝統があったので幸いだったのです。だから普通の人知らない言葉がたくさんあります。法律では，結婚と言わず，婚姻と言います。日常生活で，私は婚姻をします，と言う人はいません。結婚します，と言います。この例にみられるように，言葉を変えた場合もあります。しかし，フランスでもドイツでも，法律用語も日常語です。電話をかけているところを聞いて，法律用語を使っているな，と思うと，普通の言葉だったことがありました。

法律は言葉を使う技術ですから，他の領域にテクニカルタームが不可欠であるのと同様——パソコンを考えてください——，やむを得ないところがあります。しかし教師としては，そういうことを十分に理解して教えなければならなかったと思います。

もう一つ，民法については，社会の根幹をなしているものだということの教育がもっと必要でした。我々の社会生活の根幹だということももう少し強調すべきでした。といっても，民法を知っていれば，損をしな

いですむ、といった功利主義的な意味——それもありませんが——ではなく、もう少し複雑な話です。普通、我々は法律など意識しないで、物を買えばお金を払います。しかし、もし払わないでがんばっている人がいれば、最終的には民法に訴えざるをえないわけです。我々の日常生活は、いろいろな規範によって規律されています。その規範の中には、普通の日常的な、慣習的な規範もあれば、社会道徳もあれば、もっと内面的な規範もあるかもしれません。「世間」の目があるかもしれません。しかし、最終的には法律があります。皆内容は同じですね。物を買ったらお金を払わなければならない、というのは、慣習的な規範でもあり、道徳的な規範でもあり、法律的な規範でもあるのです。だから、我々の日常生活は、それらに守られているのです。金を貸して返してくれなければ困ります。あたりまえのことです。法律はその最後のとりでというわけです。同じ内容の規範が、習慣、道徳、法律などの衣装を着けて現われるのです。

そういうことで、法律というものは、本来は我々に親しいものだけでも、我々が親近感を感じていないのです。だから少しでよいから、親近感を感じていただきたいし、そのような講義をしなければならない、という反省があります。

ここで気をつくことは、キリスト教への関心が薄いことが、日本人の、「社会」とか「個人」さらには「法律」に対する理解を妨げているのではないかということです。これは私がクリスチャンだからかもしれませんがさっきお話した、「個人」、「社会」、「法律」の観念のキリスト教との深い関係を考えると、両者の関心は相関関係があるようにも思われます。

実は、戦後にはそれに関連する議論がかなりありました。自由、平等、人権という思想、さらにデモクラシーはもともとヨーロッパのキリスト教の影響が強いから、キリスト教が日本にもっと浸透しないと、日本ではそれらの思想も、デモクラシーも根付かないのではないか、ということが言われました。これに対して、それらがキリスト教の思想に由来するところは大きくても、反対に、キリスト教なしにそれらが存在しないということにはならないという反論がされました。そういう議論はともかく、当時の人はそれらの思想はキリスト教と関係が深いことに気付いていたように思います。それがだんだん気付かれなくなってしまったの

は何故だろうか、と考えています。

VIII 結語——本講演の主題が現在の緊急な問題にとって持つ意味

結論として、今日申し上げたことが、現在の緊急な問題に対して、どういう意味を持つのかを一言いたします。

実際、日本でも、いろいろな問題があります。日本の問題は、不良債権問題を中心とする金融機関や企業の墮落とそれによる経済不況、政治の腐敗、行政の無能力化など、新聞を賑わしているものです。世界では環境の問題、戦争の問題、エイズなど病気の問題、貧困の問題、飢餓の問題などなど、数え切れません。ですから、今日の話は、悠長な話ではないということです。つまりそれは少なくとも、日本の長期的、構造的な問題に対する切り口を提供しうるのではないかと、ということです。

それはどういうことかという、これらの問題の根本には、どのような社会、どのような国をつくるべきか、という大問題があります。明治の初めを第一の開国と言ひ、第二次大戦後の時期を第二の開国と言ひますが、現在は第三の開国期だということが、あちこちで言われています。第三の改革期とも言われます。この時に、もう一回西欧の思想を学び直す必要がある、というのが私の考えです。

この第三の開国期にあたって、21世紀の日本をどうするか、社会をどうするか、という大問題です。これは、社会主義国の多くが崩壊したから、資本主義に徹底しろというようなことではなくて、何を目的とする社会を、何を目的とする国家をつくるかということです。別の面からいうと、私ども一人一人のアイデンティティの問題だということです。経済成長時代が終わった後の日本人は、アイデンティティクライシスに陥っている、ということがよくいわれています。私もそう思います。

どういう目的を持った社会を作るべきか、我々のアイデンティティをどこに求めるべきかが最も考えるべき課題ではないかと思ひます。アイデンティティとはなにかといへば、ここでは、人の生きる意義ということで、心のよりどころを何に求めるかということにつながるように思ひます。それが、人々の集りである社会や国家をどのようなものにするか、

その目的は何か、という問題とつながっているのではないのでしょうか。ちょうど、第二の開国期の第二次世界大戦後に、東大の総長をされた、無教会クリスチャンである南原繁先生が、精神革命の必要性を強く説かれました。これと同じ事が、まさに今日、いっそう強く説かれるべきではないかと、考えております。具体的には、自由・平等であって、かけがえのない人格を持った個人の尊さを改めて自覚し、他の人々も同じ人間として大切にすることを、そのような人々の共存を可能にする社会、国家を考えることです。

もう少し具体的に言いますと、一つは、第二の開国期、第二次大戦後の、皆が新しい人間や社会についての理念に目覚め、新しい社会を夢見た時代に、もう一度戻る必要があるのではないかとということです。もちろん国家の具体的な作り方、経済体制をどうするかとか、地方自治を大いに尊重しろとか、そういう問題ではなくて、何のための国家、何のための社会か、ということを見ると、どうもあの時の理念に立ち戻る必要があるのではないかと、思います。もう一つは、第二の開国期を経たにもかかわらず第一の開国期以来、あるいはその前から残っている欠陥を自覚する必要があるのではないのでしょうか。そして、できればそれを精算したいのですが、まずはそれを自覚する必要があるというのが私の考えです。

全体として、個人の尊厳、真の自由・平等の不徹底については既にお話ししましたが、第一の開国期以来の国のあり方の基本思想として、特に、「富国強兵」からの訣別が重要と考えます。

これは私がカトリック学友会(学士会)というカトリックの団体の『創造』という雑誌に書いたことですが、第一の開国期である、明治の理想は、富国強兵でした。国を豊かにし、軍隊を強くすることです。ここでは、人々を富ませることが考えられており、そのことはよいのですが、それは結局は、軍備のための手段とされていました。つまり、「富国」は「強兵」の手段とされました。

この富国強兵からの訣別が、今現在の日本に必要ではないか、ということ。 「富」とは何かを現代的な表現でいうと、経済中心主義です。経済をよくすることだけに全力を注ぐことです。特に明治のはじめは、相続争い、離婚も多かったりして、国民の生活を安泰にする必要があっ

たとわれます。そのこと自体は、ヒューマニスティックな思想といえるでしょう。しかし、国民生活が安定すると、国民は一生懸命働くようになって豊かになる、国民が豊かになると税収が増えて、強い軍隊を養うことができる、といった説明がされています。民法は国民の安泰をはかるものであって、その限りで民法制定はヒューマニスティックな思想に支えられてもいるが、結局それは富国強兵の手段とされていたのです。民法の立法を強力に推進した今でいえば法務大臣にあたる二代の司法卿がそういうことを言っています。

これと比較しますと、フランスでは、フランス革命期に次々と憲法が作られ、民法編纂の企てもありました。結局民法典はナポレオン時代にできたのですが、フランス革命期には、はじめの頃の1793年の憲法に、「人権宣言」に適合する民法をつくれ、という条項があります。民法は人権宣言の精神にかなったものでなければならないという思想です。これは、とても重要なことだと思います。今申した、日本民法編纂の思想との対比は、重要です。

日本の話に戻りますと、第二次大戦の敗戦以来、軍隊が廃止され、「強兵」のスローガンはなくなりました。しかし、「富国」が残って国是となりました。確かに、立派に経済成長をしました。それはそれでいいのですが、「富」が目標になってしまいました。そこで、経済成長が終ると、困ってしまったわけですね。その「富国」万能思想、「富」を国や社会、さらに人生の目的にする生き方を考え直す必要があるのです。

次に今度は、富国の「国」も問題にしたいと思います。富むにしても、「国民」が富めばよいので、国民とは別に「国」をいう必要はないでしょう。この意味で「国家」という言葉を使いますと、そこには、国家中心の思想がみられます。しかし、それから脱却する必要があると思います。これは特に第二次大戦中がひどいものでしたが、第一の開国期から続いているものです。もちろんこれにはやむを得ないというか、よい部分もあるのです。明治になるまでは一般の人には「国」という観念がなく藩に帰属するという意識しかありませんでした。「国」を考える少数の人がいただけです。だから、「国」という意識をどのようにして人々にもたせるか、ということが明治初期の政治家の大きな問題だったわけです。

しかし、その「国」が、今後とも一切の中心になるものか、人のアイデンティティをある国に帰属しそこに最大の忠誠を払うことに求めるべきか、は疑問です。事実としても、現在では国の内外で、国ではない社会が果している役割が大きいのです。国連をはじめとする国際機関はもとより、NPO、NGOが活躍しています。国際的には、国を越えてやらなければならないことがたくさんあります。環境問題は典型的なものですが、先程挙げた、貧困、飢餓をはじめとする世界の問題に対処する仕事があります。国内的にも、国がやれなくなり、企業ではできないこと、新しい問題でまだ国が手をつけていないことなど、たくさんあります。日本でも、最近、それらの団体に法人格を容易に認める法律を作りました。

実は、今日「国家」と呼ばれているものは、やはり西欧近代にできたものです。国家という概念のとりかたにもよります。例えばギリシャの都市国家も国家の原型です。ある種の権力がある団体、裁判権とか、裁判の結果を執行しうる実力を持っている団体を国家と呼ぶならば、国家というのはいつの時代にもあったといえましょう。もともと、中世になるとそういう権力は各地に分散されていました。神聖ローマ帝国はほとんど力がありません。中世に厳密な意味での国家があったか、は問題になります。今日私どもが国家としているものは、一定の領域内で一定の範囲の者を国民とし、実力を一手におさめ、裁判権、刑罰権を持つ存在ですが、それは近代絶対主義国家に始まり、フランス革命で完成したものです。

革命後のフランスが近代国家であるゆえんはもうひとつあり、それが大事です。つまり、国家権力の基礎が人民または国民にある、ということです。権力の基礎が、王や皇帝、神にあるのではなく、国民にあるという、国民主権主義の思想のもとに、政治形態としてデモクラシーをとる、ということが近代国家の基本的条件です。国家は自分たちがつくる、という考えです。より根本には、国家は与えられるものではなく、人が作るものであるという考え方です。誰が作るかという、みんなが作る、国民一人一人が作るということです。これがデモクラシーの考え方ですね。

デモクラシーというと、日本では、選挙とか、多数決と同視する傾向

があります。どうして戦後そういうことになってしまったのか，研究を要しますが，デモクラシーの基本は，国民が自分を治める，ということなのです。ただ，それを実現する具体的な方法として，国民がたくさんいれば，いちいち直接に投票して決めることはできないから，予め国民の代表を決めておいて，それらの人々が決めるということで，それが選挙です。間接民主制ですね。決めるといっても全員一致とするのはむりだから多数決にするわけです。しかし，代表を決めても，これが国民の考えを完全に代表してはいないことは，明らかです。その辺りをどうするかが大問題で，簡単に言えば，間接民主制を基本にしつつ，直接民主制をどこまで取り入れるかが，憲法の立法上の問題です。また，実際上は，プレッシャー・グループと呼ばれるもの，労働組合や経営者団体その他多くの団体が国会に影響を及ぼしているのです。憲法上は，人民投票をどこまで認めるか，という問題があるわけです。しかし，大事なことは，デモクラシーの根本を理解することです。

「国」についてももう少し話しますと，国家一般を大事にするということは，当り前のようで，よく考えるとわからないところがあります。つまり具体的な国家は，よいこともすれば悪いこともするわけですから。しかしそれは我々が作るものとしては大事にする，というのならよくわかります。また，人間の社会には，どうしても権力が必要です。構成員の安全の維持がその一つですね。現在，そして当分の間，権力（実力）を一手に収めているのは国家ですから，その意味で国家が大切だというのは当然です。しかし，実際はある人々が決めたものを大事にしなさい，というのは，決めた人の勝手ともいえます。国家を大切にせよ，ということは，そういう結果にもなりかねないのです。

だからそういった，国家をあまり強調する主張からも脱却する必要がある，と考えております。

目指すものを積極的に言うとしたら，一人一人の人間を大切にするという思想，正しい意味での個人主義です。そこでいう「個人」とは，自由，平等な存在であり，ここで個人「主義」というのは，みんなが他人のそれを大事にしあう，ということですから，結局人々の連帯を前提とし，必要とします。まさに博愛という思想です。ただし，博愛という思想は，19世紀の後期までは，ほとんど顧みられなかった，という見方も

有力です。もちろんそれは、法律の中で、つまり国家としてはということです。博愛の思想のもとに活動する個人や団体がなかったのではありません。フランスのように、国家理論として、国と個人だけを認め、それらの中間にある団体を否定したところでもあったのです。19世紀になって、キリスト教の影響が、ヨーロッパでもだんだん弱くなったためか、博愛という言葉が嫌われ、その後半になって、連帯という言葉が使われてきます。最近では、共生という言葉が好まれます。どれもほぼ同じことを言っていると思いますが、この、博愛、連帯、共生といった思想を、おしすすめる必要があります。しかし本当の意味での社会の連帯、共生というのは、一人一人を大事にする、各人が平等であり自由であるということから出発しなければならないでしょう。私も、「博愛と連帯」を、自由・平等と並ぶ、今後の民法の理念だと考えています。

そして最後に一言申し上げますと、やはり「社会」、「個人」のアイデンティティは、なにか超越的なものに支えられる必要があるのではないかと強く感じます。人間という存在は、人間個人を超えるものを求めざるをえないのではないかと、いうことです。例えば、最近日本では、お墓などどうでもいい、という人も増えている一方で、系図とかお墓を大事にしたり、子孫を大事にすることが増えてきました。それが悪いということではもちろんありません。そうではなくて、そのより深い意味を考えてみると、自分を超えるものに依拠しないと、自分の存在理由を見出すこと、自分のアイデンティティを確認することができない、ということではないかと考えられます。

国家のアイデンティティに関しては、伊藤博文が非常に面白いことを言っております。伊藤というのは、色々問題もありますが、とても優秀な人でした。旧民法の修正にあたった法典調査会の会長で、時々出てきて司会をすると実にうまいのですね。さらにこの文を読んで見直したのですが、憲法を作る会議の冒頭で述べた言葉で、あちこちに引用されていますが、ここでは樋口陽一さんの『憲法』から引用します。

「抑欧州にありては、憲法政治の萌せる事千余年、独り人民のこの制度に習熟せるのみならず、又宗教なるものありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此れに帰一せり」

憲法を作るにあたって、憲法を作っただけでは国家、社会の統一にとって不十分だ、というわけですね。社会の「機軸」が必要だ、と言っています。

「然るに我国にありては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。」として、当時の仏教も神道もその力はないと言っています。そして、「我国において機軸とすべきは独り皇室あるのみ。」とします。

つまり天皇崇拜，天皇制を，ヨーロッパにおけるキリスト教にあたる存在にしようとしたのです。これはまさに，明治以後の国家神道の意味を見事に示しています。憲法が中心になり，教育勅語，軍人勅語，あるいは民法の「家」制度などとあいまって，天皇制をがっちり構成しました。このことだけからも，伊藤というのは，大した人です。ヨーロッパの国家・社会の基礎（「機軸」）に宗教がある，ということをちゃんと捕えていたのです。それ以後こういうことを言う政治家はいたでしょうか。

しかし第二次大戦後に，そういう意味での天皇制は廃止されました。しかし，今度は何が機軸になるか，ということは，あまりまともに考えられませんでした。VIでお話したように，富国強兵の「強兵」はなくなって，「富国」ばかりになりました。だから，「富」の意味は二重の意味で強くなったのです。「強兵」がとれたことと，天皇制がなくなったことで，機軸が富しかなくなってしまった。これが戦後の日本の間違いの大本ではないかと，私は考えております。伊藤ですら考えていたこの，国家・社会の機軸を求めなければならないのです。しかし，VIでお話したように，「国」はアイデンティティのよりどころにならないはずです。

最後に，法律についても一言します。法律というのは，社会に内在して支えているものですから，あまり意識されない方が本当はよいのです。縁の下の力持ちですね。前にもお話したように，誰も，法律例えば民法にもとづいて訴えられると困るから借りたお金を返す，などということは考えないので，返すべきものは返すということでしょう。道徳的に考える人もあるでしょうし，社会的に返さなければバカにされるとか，その後借りられなくなると困ると考える人もいるだろうし，いろいろな動機によって返すでしょうが，とにかく返します。しかし，最終的には

法律がないと、困ります。つまり、同じ内容の規範がいざという場合に国の助けをかりて実現できる法律に刷り込まれてもいるのです。しかし、このことを普通は意識しません。

こういう社会の表面からは隠れているが、社会に内在しているものを意識することが必要であり、大切です。しかもそれは、本当は我々が作るものだというのが、デモクラシーということですね。法律は不変のものでなく、我々が変わることのできるものです。まさにそれがデモクラシーの意味です。

ですから、デモクラシーへの関心も、基本的人権の尊重も、本来法律への関心を伴うはずではないかと思っております。日本人の法律への無関心ということについては、私たち法律家にその責任があったのではないかと考えていることも、お話したとおりです。

ありふれたことのようにですが、第二の開国期の理念、つまり、基本的人権とかデモクラシー、人間の自由、平等、そして連帯、といった思想を、もう一度考え直して身に着けるようにすることが必要です。その上で、地方自治をどこまで進めるかとか、司法制度改革をどうするかとか、不良債権をどうするかといった、より具体的で身近な問題を考えるべきです。もちろん国際的な問題もそうです。このように、基本的な思想に立ち戻ることが必要ではないかということを経最後に一言しまして、今日のお話を終わりたいと思います。